

飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第12弾）の 申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第12弾：要請期間は令和3年9月1日から9月12日）につきまして、令和3年9月13日から申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【期 間】 令和3年9月13日（月）から令和3年10月29日（金）まで

2 オンライン申請について

- ・9月13日正午からオンライン申請ができます。
- ・オンライン申請の場合、マイページ登録が必須となります。
- ・マイページを事前に登録することにより、スムーズにオンライン申請することが可能です。なお、マイページはいつでも登録可能です。
- ・既にマイページ登録している場合、改めて登録する必要はありません。
- ・マイページ登録やオンライン申請は下記のアドレスにアクセス後、第12弾ページへのリンクを選択してください。

【専用ポータルサイト】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

3 郵送申請について

- ・郵送の場合10月29日までの消印有効です。
- ・申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、9月9日午後から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

4 本協力金に関するお問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第11弾までと共通）

【受付時間】 9時から18時まで（土・日・祝日含む）

千葉県感染拡大防止対策協力金（第12弾）の概要

1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮等の要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給する。

2 対象要件（全期間共通）

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者（個人事業主を含む）
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮等の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮等を行ったこと（終日休業を含む）。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

3 第12弾の概要（時短要請期間：令和3年9月1日～令和3年9月12日）

○対象事業者 要請期間中、営業時間短縮等の要請に応じていただいた、県内で飲食店を運営する事業者等

○主な支給要件

- ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店及び結婚式場は休業すること。
ただし、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を取りやめる場合は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・上記以外の飲食店は、20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
 - 換気の徹底
 - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - 手指消毒の徹底
 - 食事中以外のマスク着用の推奨

○支給額

以下の区分に応じて算定した日額×12日分

【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（☆1）

10万円以下の店舗	4万円
10万円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.4
25万円超の店舗	10万円

1店舗あたり48万円から120万円

【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（☆2）×0.4
（上限20万円）
1店舗あたり最大240万円

☆1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年9月の飲食部門の売上高の合計額÷30日

☆2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

ア（令和元年又は令和2年9月の売上高(9/1～9/12分)の合計額 - 令和3年9月の売上高(9/1～9/12分)の合計額）÷12日

イ（令和元年又は令和2年9月の売上高の合計額 - 令和3年9月の売上高の合計額）÷30日